

## 医療的ケア児・者への支援の充実について

医療技術の進歩により医療的ケア児・者が増加している中、医療的ケア児・者の日常生活・社会生活を社会全体で支援することが求められている。

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、児童については、都道府県において医療的ケア児支援センターの設置が進むなど支援体制が一定程度整えられつつあるが、18歳以上の医療的ケア者に対する支援には大きな課題が生じている。

学校卒業後、医療的ケア者の日中活動の場として想定される生活介護事業所等は、医療的ケアに不可欠な看護師等の配置が十分でなく、医療的ケア者の受入れが進んでいない。そのため、本人にとっての日中の居場所が自宅だけとなり社会参加が限られることはもとより、家族にとっては介護時間が増加し、大きな負担となっている。

また、医療的ケア者が外出する際は、医療機器や必要な物品の準備に加え、移動中もケアが必要であるが、医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等は少なく、通所時の送迎が家族にとって大きな負担となっている。

こうしたことから、医療的ケア者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく医療的ケア者への福祉サービス等の一層の拡充について、以下の2点を要望する。

- 1 いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。
- 2 生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと。

令和7年7月7日

厚生労働大臣

福岡資麿様

九都県市首脳会議

座長 横浜市 長

埼玉県 知事

千葉県 知事

東京都 知事

神奈川県 知事

川崎市 長

千葉市 長

さいたま市 長

相模原市 長

山中 竹春

大野 元裕

熊谷 俊人

小池 百合子

黒岩 祐治

福田 紀彦

神谷 俊一

清水 勇人

本村 賢太郎